

決 定 書

審査請求人

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

多 田 雅 史

原処分をした保険者の機関

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚 生 労 働 大 臣

被保険者であった者

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

多 田 雅 史

昭和33年1月10日生

(5111-499322)

主 文

厚生労働大臣が、平成31年2月12日付で、審査請求人に対し、国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金の請求を却下とした処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、主文と同旨の決定を求めるとのことである。

第2 審査請求の経過

1 事件の概要

(1) 請求人は、「うつ病、ベンゾジアゼピン依存症と離脱症状」（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成30年6月21日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による、国民年金法（以下「国年法」という。）による障害基礎年金（以下、単に「障害基礎年金」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による障害厚生年金（以下、単に「障害厚生年金」という。）（以下、併せて「障害給付」という。）の裁定を請求（以下「本件請求」という。）するとともに、障害認定

③ 取得年月日：昭一五六．〇四．〇一

④ 喪失年月日：平一三〇．〇四．〇一

(7) 請求人が提出した添付資料10-1及び同11は、本件審査資料として採用する。添付資料22及び同26-1は、年金請求書に添付された資料と同一であることから、年金請求書に添付された資料を本件審査資料として採用する。その余の資料は、問題点を明らかにする資料ではないことから、本件審査資料として採用しない。

2 前記認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 国年法及び厚年法による障害の程度を認定する基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、給付の公平を期するための尺度として、この認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

この認定基準の第1一般的事項によれば、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」とされている。

具体的には、次のような場合が初診日と解されている。

- 1 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- 2 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- 3 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- 4 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日

また、認定基準の第1一般的事項の「傷病」によれば、「傷病」とは、「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したもの」をいい、「起因する疾病」とは、「前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。」とされている。

そして、ある行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験則上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係があるとするのが「相当因果関係」という考え方であると解されている。

また、相当因果関係については、必ずしも、医学的見地からのみ判断され

るべきことではないが、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、当該傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、相当因果関係があるか否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。

(2) 請求人の当該傷病により障害等級1級及び2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に次のとおり規定されている。

1級10号：精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度）以上と認められる程度のもの

2級16号：精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの

また、請求人の当該傷病により障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に次のとおり規定されている。

3級13号：精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(3) 認定基準の障害等級の各等級の障害の状態の基本は次のとおりである。

1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はでき

ればできる」とされ、「身の清潔保持」及び「社会性」は、「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」とされている。

さらに、「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項」としては、「(前略)平成17年12月頃より、不安、焦燥が増悪し、抑うつ気分も出現して、平成18年1月6日当科初診。同年6月から9月まで入院加療して退院後は外来で加療を継続中である。平成18年1月から平成21年12月末まで休職(後略)」とされている。

このような障害の状態は、前記(4)②のIにおいて、気分(感情)障害による障害等級2級に相当すると認められる一部例示の「気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」に相当すると認められる。

(8) 以上のことから総合的に判断すると、本件障害の状態は、国年令別表に定める障害等級2級の障害の程度である「精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」に該当すると判断する。

(9) そうすると、原処分は妥当ではなく、これを取り消さなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり決定する。

令和元年12月26日

東海北陸厚生局社会保険審査官

田中



この決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月以内に社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に再審査請求を、又は行政事件訴訟法第14条の規定により、本決定のあったことを知った日から6月以内に、保険者が政府の場合及び決定の取消しの訴えは国(代表者は法務大臣)を、それ以外の場合は当該保険者を、被告として地方裁判所に提起することができます。

なお、再審査請求は、この決定の取消しではなく、あくまでも保険者が請求人に対して行った原処分の取消しを求めることとなります。